

特定地方交通線転換促進関連施設条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

特定地方交通線転換促進関連施設条例の一部改正（令和7年条例第22号）に伴い、所要の規定の整理を行う。

第2 改正の内容

第2条中「朝日交通会館及び」を削る。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市規則第 1 号

特定地方交通線転換促進関連施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 1 6 日

岩見沢市長 松 野 哲

特定地方交通線転換促進関連施設条例施行規則の一部を改正する規則

特定地方交通線転換促進関連施設条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「朝日交通会館及び」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。